四十九　雷管若しくは多点点火装置又はこれらの作動装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　電気式の雷管であって、次のいずれかに該当するもの
（一）起爆電橋
（二）起爆電橋線
（三）スラッパー起爆式雷管
（四）薄膜式点火装置
ロ　単点又は多点の雷管を配列したものであって、各点火点からほぼ同時かつ二・五ミクロン秒未満の間に爆発を発生させるもののうち、五、〇〇〇平方ミリメートルより大きな爆発面積の爆発を発生させるもの
ハ　イ、ロ、又はイ及びロからなる多点点火装置を起動するために設計した作動装置

五十　高性能爆薬又はその混合物であって、次のいずれかの物質を含むもの
イ　シクロテトラメチレンテトラニトラミン（別名オクタヒドロ―一・三・五・七―テトラニトロ―一・三・五・七―テトラジン、一・三・五・七―テトラニトロ―一・三・五・七―テトラアザシクロオクタン、オクトゲン又はＨＭＸ）又はその混合物
ロ　シクロトリメチレントリニトラミン（別名シクロナイト、Ｔ四、ヘキサヒドロ―一・三・五―トリニトロ―一・三・五トリアジン、一・三・五―トリニトロ―一・三・五―トリアザシクロヘキサン、ヘキソゲン又はＲＤＸ）又はその混合物
ハ　トリアミノトリニトロベンゼン又はその混合物
ニ　ヘキサニトロスチルベン又はその混合物
ホ　爆轟速度が毎秒八、〇〇〇メートルを超える物質であって、結晶密度が一立方センチメートルあたり一・八グラムを超えるもの

五十一　光電子増倍管であって、光電陰極の面積が二〇平方センチメートルを超えるもののうち、陽極パルス立上がり時間が一ナノ秒未満のもの

五十二　トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であって、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

五十三　放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーターであって、厚さ〇・六メートル以上の放射線を遮蔽する壁を隔てて操作することができるもの

五十四　放射線を遮蔽するように設計した窓であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその窓枠
イ　コールドエリア側に露出する面の面積が〇・〇九平方メートルを超えるもの
ロ　密度が一立方センチメートル当たり三グラムを超える材料を用いたもの
ハ　厚さが一〇〇ミリメートル以上のもの

五十五　放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズであって、全吸収線量がシリコン換算で五〇、〇〇〇グレイを超える放射線照射に耐えることができるもの

五十六　トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物であって、トリチウムの原子数の水素の原子数に対する比率が一、〇〇〇分の一を超えるもの（装置に内蔵されたものであって、一装置当たりの放射能の総量が一、四八〇ギガベクレル未満のものを除く。）

五十七　トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　トリチウムの製造用（濃縮用を含む。）、回収用又は貯蔵用に設計した装置